

# 新型インフルエンザ等発生時の業務継続方針

平成26年9月改正

新潟県

## 目 次

### 第 1 章 業務継続方針の基本的な考え方

1	策定の趣旨	1
2	対象機関	1
3	被害想定等	2
4	行動計画の各段階の概要	4
5	業務継続の基本的な考え方	5
6	体制移行の判断等	5
7	体制移行後の各所属の対応	6
8	業務継続方針の柔軟な運用	6

### 第 2 章 重要業務実施体制の整備

1	継続すべき優先通常業務の検討	7
2	所管業務に関連する新型インフルエンザ等対策業務の検討	8
3	人員計画の立案等	8

### 第 3 章 感染対策の実施

1	職員等の日常的な健康管理の徹底	11
2	執務環境の整備等	11
3	発症者の報告等	12
4	海外勤務する職員等への対処	12
5	県外出張していた職員等への対処	13

### 第 4 章 発生段階別の対応

1	未発生期	15
2	海外発生期	16
3	県内未発生期	16
4	県内発生早期	17
5	県内感染期	18
6	小康期	18

### 第 5 章 教育・訓練、見直し

1	教育・訓練の実施	19
2	方針の見直し等	19

# 第1章 業務継続方針の基本的な考え方

## 1 策定の趣旨

「新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）は、次の2点を主たる目的として新型インフルエンザ等対策を講じることとしている。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。</li><li>2. 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。</li></ol> |
|--|

県行動計画は、その目的を実現するために、「実施体制」について、「各部局は、相互に連携を図りつつ、県行動計画を実施するために必要な措置を講ずる」に加え「業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても重要業務を継続する体制を整える。」としている。

「新型インフルエンザ等発生時の業務継続方針」（以下「業務継続方針」という。）は、新型インフルエンザ等発生時において、県が休止することのできない行政サービスを維持するとともに、発生直後に的確かつ迅速な新型インフルエンザ等への対応を行うことができるよう、新型インフルエンザ等発生時の県の業務継続に関する基本的な考え方及び必要な体制の整備について定めるものである。

所属長は、この業務継続方針に基づいて、新型インフルエンザ等の発生に備えた業務継続体制を、具体的に整備しなければならない。

## 2 対象機関

- (1) この業務継続方針の対象となる機関は、知事部局、病院局、企業局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び教育委員会のそれぞれ本庁及び地域機関等とする。
- (2) 地域機関等とは、新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の地域機関、新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の施設、新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の事業所、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の出先機関等及び新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の高等学校等をいう。

### 3 被害想定等

県行動計画では、新型インフルエンザ等発生時の被害想定等を下記のとおりとしている。 ※以下、県行動計画（平成25年9月作成）より転記

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されている。

県行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性・感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

県行動計画を策定するに際しては、政府行動計画等を踏まえ、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、次のように推計した。

	全 国		新潟県	
医療機関の受診患者数	約1,300万人～約2,500万人		約24万人～約46万人	
重症度	中等度	重 度	中等度	重 度
入院患者数	約53万人	約200万人	約9,700人	約3万7千人
1日当たり最大入院患者数	約10.1万人	約39.9万人	約1,800人	約7,400人
死亡者数	約17万人	約64万人	約3,100人	約1万2千人

※ 米国疾病予防管理センター（CDC）モデルに基づき、試算された全国の患者数を人口割（H24.10.1現在の新潟県推計人口による）して本県の患者数等を試算。

※ 入院者数及び死亡者数は、この推計の上限值である約46万人を基に、過去に世界で大流行したアジアインフルエンザ等並みの中等度の場合を致命率0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合を致命率2.0%として推計した。

※ 全人口の25%が患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下では、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数（流行発生から5週目）は、約1,800人、重度の場合は約7,400人と推計した。

※ これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意が必要である。

※ この推計による被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、県の危機管理として対応する必要があることから、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動計画等を踏まえると、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 県民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）職場に復帰する。

- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自らのり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

- ・ このため、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予測されるとともに、学校・保育所等の臨時休業や、外出の自粛等により、経済・社会活動が縮小し、様々な場面で県民の生活に影響が出ることが懸念される。

#### 「新型インフルエンザ等」とは？

県行動計画では、次のとおり記載している。

県行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

#### ＜参考：感染症法第6条＞

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※「感染症法」～感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

#### 4 行動計画の各段階の概要

県行動計画では、行動計画の各段階の概要を下記のとおりとしている。

※以下、県行動計画（平成25年9月作成）より転記

発生段階（国）	発生段階（県）	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内での患者は発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

#### 5 業務継続の基本的な考え方

##### (1) 基本的な考え方

新型インフルエンザ等発生時においては、職員の感染や行動制限等により、出勤可能な職員数が制約されることが予想されている。

このような状況下においても、休止・中断することにより県民生活や企業活動等に支障を与える県の通常業務（以下「優先通常業務」という。）及び新たに発生する新型インフルエンザ等対策に係る業務は、従事する職員の感染対策等に万全を期した上で実施しなければならない。このため、所属長は新型インフルエンザ等発生時の業務継続に必要な以下の基本的な取組を迅速かつ円滑に実施できる体制を未発生期において整備する。

##### (2) 業務継続体制

###### ア 通常業務の縮小・休止等の実施

(ア) 県民生活に最低限必要な行政サービスを提供しつつ、新たに発生する新型インフルエンザ等対策業務を的確かつ迅速に行うため、休止等による影響を考慮した上で通常業務を可能な限り休止・縮小する。

(イ) 継続する業務についても、感染拡大防止の観点から、業務の実施方法や従事する職員の勤務形態を見直す。

###### イ 在宅勤務等の実施

(ア) 感染拡大防止と県民生活に与える影響が最小となるよう、縮小・休止業務担当職員を、必要に応じて職務命令による在宅勤務とし、新型インフルエン

ザ等対策及び優先通常業務（以下「重要業務」という。）に従事する職員が欠勤した場合の代替要員とする。

(イ) 発生段階等を踏まえ、重要業務へ人員等を集中する。

## ウ 感染対策の実施

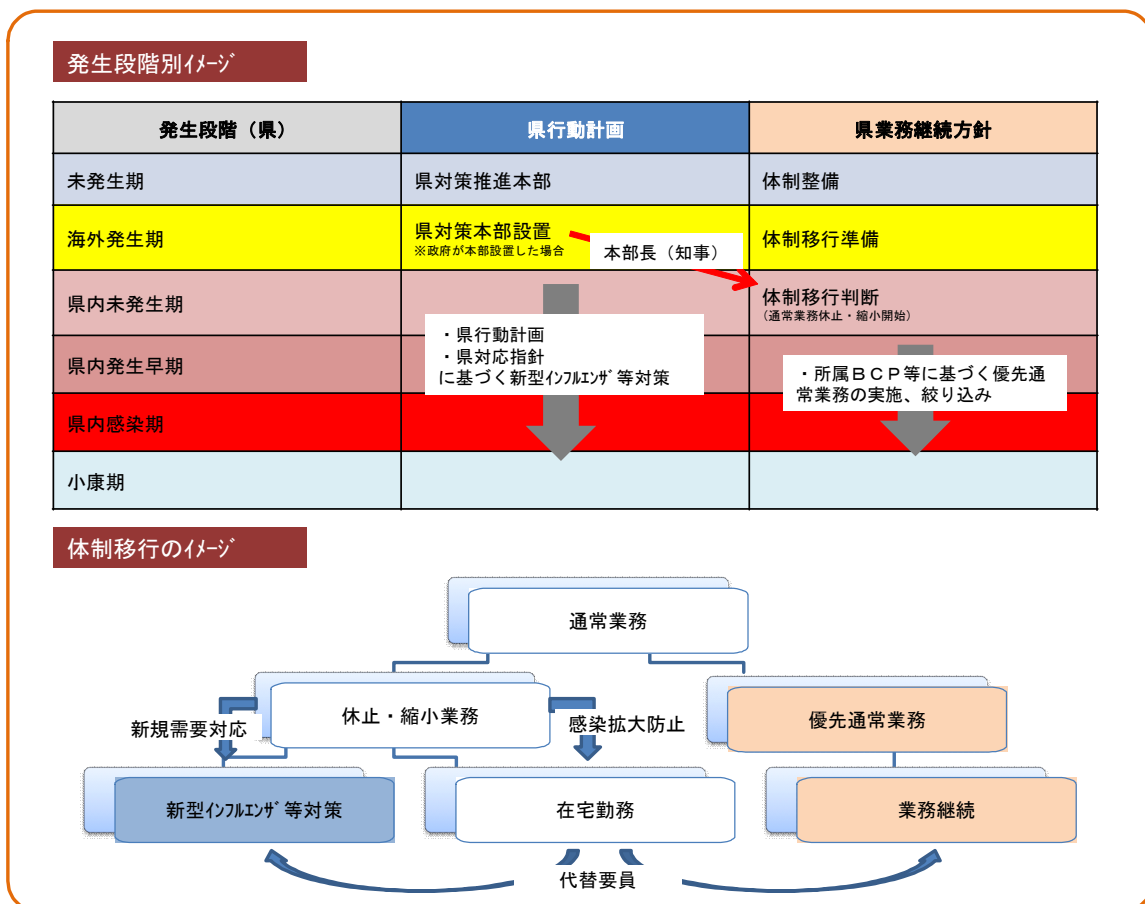
(ア) 職員等の日常的な健康管理

(イ) 職場内の予防・まん延防止対策として、

- ・ 職員等の健康状態の確認
- ・ マスク着用等の基礎的な感染対策の徹底
- ・ 庁舎（各種施設、学校等を含む。）への入庁制限
- ・ 感染防護具の準備 等

を実施する。

## 体制移行のイメージ



## 6 体制移行の判断等

### (1) 判断権者等

新型インフルエンザ等発生時の業務継続体制への移行（以下「体制移行」という。）は、原則として、県内未発生期（国内発生早期）において、県新型インフルエンザ等対策本部長（知事）（以下「本部長」という。）が判断する。

※ 県新型インフルエンザ等対策本部は、新型インフルエンザ等が発生し政府対策本部が設置された場合、設置される。

※ 「新潟県新型インフルエンザ等対策に係る対応指針」において、病原性の程度における対策を示していることを踏まえ、最も危険度が高いケースにおける対策を基に県内未発生期を体制移行の判断時期とした。

なお、所属長は、海外発生期移行後は警戒体制を強化し、体制移行に備える。

### (2) 体制移行の周知

県が体制移行をした場合には、各種媒体を通じて県民に広く周知し、県の体制移行（一部業務の縮小・休止、来庁の自粛、やむを得ず来庁する場合のマスク等着用等咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的感染対策の徹底）について、県民・企業等に協力を求める。

## 7 体制移行後の各所属の対応

所属長は、あらかじめ定めた業務継続計画等に基づき、通常業務の縮小・休止、あるいは、取扱いの変更等を行うとともに、必要に応じて職員に在宅勤務等を命じる。

また、業務の継続に当たっては、十分な換気及びマスク等着用等咳エチケット・手洗い・うがい等の基本感染対策を徹底するなど予防・まん延防止対策に万全を期する。

## 8 業務継続方針の柔軟な運用

県行動計画では、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方の中で「過去のインフルエンザ等のパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。県行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。」としている。

このように、新型インフルエンザ等発生時には、県対策本部が、政府の対処方針や専門家の意見などを踏まえつつ、新型インフルエンザ等の特性や感染の広がり等を総合的に判断し、状況に応じた行動計画の柔軟な対応が必要としていることから、業務継続方針についても、県対策本部の決定に基づき、柔軟に運用するものとする。

## 第2章 重要業務実施体制の整備

### 1 継続すべき優先通常業務の検討

#### (1) 基本的な考え方

所属長は、新型インフルエンザ等の発生から小康状態までの間に、所管する通常業務を休止することによる影響や中断が許容される期間等を考慮し、発生段階ごとの業務の取扱い（継続・縮小・休止等）や継続する業務の実施レベルを検討する。

#### (2) 優先度の区分

次に示す「通常業務の優先度区分」と「優先度等の判断の視点」等を参考に、通常業務の優先順位付けを行う。

通常業務の優先度区分

区分	内容
優先度 1	<p>県内発生早期から小康期までの間、通常どおり業務継続する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民の生命・財産等に著しい影響があるため休止・中断が困難な業務 例：福祉施設の機能や社会秩序の維持、道路・河川等の維持管理、危機管理 等</li> <li>○ 県の意思決定や、重要業務の継続に必要な内部管理業務 例：連絡調整業務、庁舎の維持管理、県ホームページ・庁内LAN等の維持 等</li> </ul>
優先度 2	<p>県内発生早期から小康期までの間、通常の業務内容を縮小する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 流行中も業務を休止できないが、優先度1に該当せず、通常の業務内容を縮小する業務 例：許認可申請や不服申立ての審査事務、支払事務、各種相談事務 等</li> </ul>
優先度 3	<p>海外発生期から県内発生早期で原則として休止・中断する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 流行の終息後に先送りすることが可能な業務 例：企画、調査、政策立案、地域振興等の付加価値業務 等</li> <li>○ 予防・まん延防止等の観点から、積極的な休止等が望ましい業務 例：集会や研修、イベントなど不特定多数の人が同時に集まる機会を提供する業務 等</li> </ul>

※上記の優先度の区分は、流行の状況、発生時の行政ニーズ等に応じて柔軟に判断する。

### (3) 優先度等の判断の視点

通常業務の優先度及び継続する業務の実施レベル等の判断に当たっては、次のア～オの視点を考慮する。

#### ア 休止等による社会的影響の有無

- (ア) 県民の生命・安全の保持に支障があるか。
- (イ) 県民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか。
- (ウ) 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか。

#### イ 県の他の業務への影響の有無

休止・中断により、県機能や対策本部等の業務に支障があるか。

#### ウ 法令上の処理期限等の有無

法令上の処理期限や業務の実施サイクルの義務付け等があるか。

※ 現時点で、許認可や支払事務など法令等で処理期限等が定められている業務については、法令遵守を前提として検討する。

#### エ 通常業務の実施体制継続の要否

業務の性格上、発生前とほぼ同様の体制を維持する必要があるか。

※ 各種監視業務や公共施設の維持管理、危機管理対応など、新型インフルエンザ等発生前とほぼ同様の勤務体制（場合によっては24時間勤務等）が必要な業務か、許認可事務や支払事務のように、時差出勤や交代制勤務など業務の実施方法の変更が可能な業務か等の視点も考慮する。

#### オ その他

- (ア) 流行期間（約8週間）業務を休止しても、その後の対応が可能か。
- (イ) 予防・まん延防止の観点から、積極的な休止等が望ましい業務であるか。

## 2 所管業務に関連する新型インフルエンザ等対策業務の検討

県行動計画等に基づく新型インフルエンザ等対策業務の具体的な内容を検討する。

## 3 人員計画の立案等

### (1) 基本的な考え方

感染拡大防止や県民生活に与える影響が最小となるようにするため、県行動計画において「ピーク時（約2週間）には従業員の前最大40%程度の欠勤するケースが想定される」としていることを踏まえ、所属長は、重要業務の実施に必要な人員確保計画の立案や代替性確保策の検討などを行う。

また、重要業務の実行性を高めるため、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン※」において、「地域や業種等によって40%以上欠勤する可能性があることも想定し、数通りケースについて検討しておくことが望ましい」としていることを踏まえ、可能な範囲で複数のケースを想定した検討を行う。

※新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議「VIII事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」

## (2) 立案の視点

### ア 必要人員等の把握

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

### イ 出勤困難職員の特定

県内発生早期以降は、本人の感染以外の理由により出勤が困難になる職員が多数発生するおそれがあることから、あらかじめ当該職員を特定するなど所属の想定出勤率を把握し、人員計画等に反映させる。

#### 【出勤が困難となる可能性のある職員の例】

- ・ 共働き世帯職員（学校・保育園等の休校等による対応）
- ・ 要介護世帯職員（福祉サービスの縮小等による対応）
- ・ 鉄道・高速バス等の公共交通機関により通勤する職員で他に代替手段のない者
- ・ その他社会・経済活動の停滞や家庭の事情により、出勤が困難となる可能性のある職員

### ウ 応援体制の検討

上記ア及びイの検討の結果、所属内で必要人員が確保できないと予想される場合は、他所属による応援体制を検討する。特殊な条件・資格等を必要とする専門性の高い業務に特に留意する。

### エ 勤務形態変更の検討

通勤時や職場内における職員の感染リスクを低減させるため、所属長は所属職員に対し、勤務形態の変更（職務命令による在宅勤務等）措置を検討する。

## (3) 特定接種順位等の検討

県行動計画において「県及び市町村は、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等対策の職務に該当する、自らの職員に対して、速やかに特定接種を行う必要があることから、接種対象者、接種順位等をあらかじめ検討し、接種体制を整えておく必要がある。」としていることを踏まえ、所属長は、あらかじめ新型インフルエンザ等対策に従事する職員の接種順位等を検討する。

## (4) 代替性確保策の検討

### ア 業務マニュアルの整備等

重要業務の担当職員が出勤困難となった場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行わせ、発生時に担当職員以外の職員が円滑に当該業務を実施できるよう準備する（業務の優先度により代替要員を2名まで指名しておくのが望ましい）。

### イ 受託業者の業務継続体制の確認

重要業務の実施が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認する。

継続できない場合はその対応策を、可能である場合でも、何らかの理由により継続が困難になった場合の代替委託先の有無等も併せて検討する。

同様に、重要業務の継続に必要な物資の調達についても、調達先の体制を確認するとともに、必要に応じて代替調達先や物資の備蓄等を検討する。

#### ウ 業務の実施方法変更の検討

継続する業務についても、予防・まん延防止対策の観点から、業務の実施方法や取扱いの変更等を検討する。

##### 【実施方法の変更の例】

- ・ 申請書や届出等の受付を郵送や窓口を縮小して対応
- ・ 対面による相談業務を電話等に変更
- ・ その他会議、打合せ等を中止し電話や電子メール、F A X等を活用 等

## 第3章 感染対策の実施

### 1 職員等の日常的な健康管理の徹底

県の業務継続を図るためには、より多くの職員を確保する必要があることから、職員は次の対応を徹底する。

- ・ 混み合った場所、換気の悪い屋内でのマスクの着用
- ・ 石けんや消毒液を用いた手洗い、うがいの徹底
- ・ 咳・くしゃみが出る場合は、マスクを着用するか、ない場合はティッシュ等で口を覆う
- ・ 十分な睡眠をとり、バランスのよい食事を心掛ける

### 2 執務環境の整備等

#### (1) 職員個人の取組

個々の職員は、自ら身を守ることの必要性を自覚し、新型インフルエンザ等に対する正しい理解に努め、日頃から感染対策等に留意する。

#### (2) 所属の取組

所属長は、職員のマスク着用等咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策等を行うとともに、執務室の配置の見直し（机の間隔を空ける等）、十分な換気など、職場内の予防・まん延防止対策を実施する。

防疫業務や感染者への対応など新型インフルエンザ等対策業務に従事する職員の感染対策に関しては、当該業務を所管する所属長が保健所長等に必要に応じて助言を求め、対策を講じる。

また、新型インフルエンザ等にかかっていると疑われる者の咳、くしゃみ等の飛沫及び吐物が付着したと想定される執務室内の箇所を消毒する。

なお、国ガイドラインが示す感染対策例を14頁に記載

#### (3) 職員健康管理事務所管課の取組

人事課（健康管理室）、教育庁福利課、企業局総務課及び病院局総務課（以下「職員健康管理事務所管課」という。）は、職員に対し、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供や知識の啓発を行う。また、職員健康管理事務所管課は、主として優先通常業務に従事する職員の感染対策に関し、マスク等の感染防護具を準備するとともに、当該所属に対し必要な対策を助言する。

#### (4) 庁舎管理者の取組

庁舎管理者は、庁舎内での予防・まん延防止を図るため、健康対策課及び職員健康管理事務所管課と連携し、庁舎への入庁制限や一般開放スペースの閉鎖等の措置を講じる。

### 3 発症者の報告等

#### (1) 職員個人の報告

体制移行後、職員は、出勤前に、本人及び同居している家族等の健康状態を確認し（出勤前の体温測定、咳・全身倦怠感等の症状の有無等）、新型インフルエンザ等にかかっていると疑われる場合は、速やかに所属長に報告する。

#### (2) 所属の報告等

職員が新型インフルエンザ等患者であること又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑われる場合は、所属長は部局主管課等（本庁及び地域振興局以外の所属にあつては部局主管課、地域振興局にあつては企画振興部をいう。）を通じて職員健康管理事務所管課に報告の上、必要に応じて、当該職員に対して病気休暇の取得等を指示する。また、発症者に濃厚接触の可能性のある職員や家族が発症した職員についても、所属長は部局主管課等を通じて職員健康管理事務所管課に報告の上、当該職員に対して必要な措置を指示する。

なお、地域振興局の各部にあつては、企画振興部に報告するとともに本庁の主務課が属する部局の主管課にも情報提供を行う。

#### (3) 職員健康管理事務所管課の報告

職員健康管理事務所管課は、所属長からの報告結果をとりまとめ、人事課（健康管理室）に報告する。

### 4 海外勤務する職員等への対応

海外発生期において、海外勤務又は海外出張している職員がいる所属長は、部局主管課等を通じて職員健康管理事務所管課に報告の上、当該職員に対し必要な措置を指示し、職員健康管理事務所管課はその内容を人事課（健康管理室）に報告する。また、職員健康管理事務所管課は健康対策課、所管保健所等と適宜協議し、具体的な対応を検討し、所属長に対し必要な措置を指示する。

未発生期において発生国に勤務・出張していた職員についても、準じた措置を講じる。

なお、発生状況によっては、未発生期で職員（又は職員の家族）を帰国させることとする。

## 5 県外勤務する職員等への対処

国内での発生時（県内未発生期）において、県外勤務又は県外出張している職員がいる所属長は、当該発生都道府県及びその周辺都道府県に勤務・出張している職員（家族等を含む。）の有無を確認し、該当職員がいる場合は、海外勤務する職員等への対処に準じ、必要な措置を指示する。

なお、国内未発生期に勤務・出張していた職員についても、準じた措置を講じる。

### 〈参考〉業務を継続する際の感染対策の例

目的	区分	対策例
従業員の感染リスクの低減	業務の絞り込み	・重要業務への重点化
	全般	・在宅勤務の実施 *在宅勤務実施のための就業規則等の見直し、通信器機等の整備を行う
	通勤（都市部での満員電車・バス）	・ラッシュ時の公共交通機関の利用を防ぐための時差出勤、自家用車・徒歩等による出勤の推進
	外出先等	・主張や会議の中止 *対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用する。
	その他施設	・社員寮、宿泊施設での接触距離を保つ（食堂や風呂の利用を時間制にするなど）
職場内での感染防止	患者（発熱者）の入場防止のための検温	・発熱している従業員や訪問者は、出勤や入場を拒否する。 *発熱による来所制限は、通常であれば38度以上が目安と考えられるが、事業所の判断によりそれ以下としてもよい（耳で測定する場合、外気温の影響を受けやすいことに注意する）
	一般的な対人距離を保つ	・職場や訪問者の訪問スペースの入口や立ち入れる場所、訪問人数を制限する。 ・食堂等の時差利用により接触距離を保つ ・職場内に同時にいる従業員を減らす（フレックスタイム制など）
	飛沫感染、接触感染を物理的に防ぐ	・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがいの励行、職場の清掃・消毒
	手洗い	・職場や訪問スペースに出入りする人は必ず手洗いを行う。そのために、訪問スペースに入る前に手洗い場所（手指消毒場所）を設置する。手洗い場所の設置が難しい場合、速乾性消毒用アルコール製剤を設置することも有効である。
	訪問者の氏名、住所の把握	・訪問者の氏名、所属、住所等を記入してもらう。（この情報は、後に感染者の積極的疫学調査や感染対策を講じるために重要となる。） ・海外からの訪問者については、本国での住所、直前の滞在国、旅券番号なども記入してもらう。

※「Ⅷ事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」から抜粋

## 第 4 章 発生段階別の対応

第 3 章までの取組を新型インフルエンザ等の発生段階別に整理すると、下記のとおりである。

なお、新型インフルエンザ等発生時における業務量、出勤率のイメージは、下図のとおりである。

### 【新型インフルエンザ等発生時の業務量及び出勤率の時系列イメージ】

発生段階	継続体制	業務継続体制と県職員の出勤率
未発生期	体制整備	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <span style="font-size: small;">県職員 100%</span> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">                     通常業務                 </div>
海外発生期	(警戒体制強化)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <span style="font-size: small;">県職員 100%</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; font-size: x-small;">休止等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; flex-grow: 1; text-align: center;">                     通常業務                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #d9e1f2; font-size: x-small;">                     新型インフルエンザ等対策業務                 </div> </div>
県内未発生期 (国内発生)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: x-small;"> <b>体制移行判断</b>                      対策レベルや発生段階を踏まえ、重要業務に人員等を集中                 </div> <div style="font-size: 2em; margin-top: 20px;">↓</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <span style="font-size: small;">県職員 61~100%</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #c8e6c9; font-size: x-small;">                         休止 中断 業務                     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffe0b2; font-size: x-small;">                         縮小 業務                     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; flex-grow: 1; text-align: center;">                     通常業務                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #d9e1f2; font-size: x-small;">                     新型インフルエンザ等 対策業務                 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <span style="font-size: x-small;">優先通常業務</span>  <span style="font-size: x-small;">重要業務</span> </div>
県内発生早期		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <span style="font-size: small;">県職員 60%</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #c8e6c9; font-size: x-small;">                         休止 中断 業務                     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffe0b2; font-size: x-small;">                         縮小 業務                     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffe0b2; font-size: x-small;">                         通常 業務                     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #d9e1f2; font-size: x-small;">                     新型インフル エンザ等対策 業務                 </div> </div>
県内感染期		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <span style="font-size: small;">県職員 80~90%</span> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">                     通常業務                 </div>
小康期	休止・縮小した業務の再開を準備、第二波への備えを検討	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <span style="font-size: small;">県職員 80~90%</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; font-size: x-small;">休止等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; flex-grow: 1; text-align: center;">                     通常業務                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #d9e1f2; font-size: x-small;">                     新型インフル エンザ 等対策業務                 </div> </div>

※ 県内未発生期であっても、本県が、政府対策本部が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合など、必ずしも発生段階別に推移しない場合も想定される。

## 1 未発生期

### (1) 所属の取組

- ア 所管する通常業務の休止等による影響を考慮し、業務の優先度及び継続する業務の実施レベル等を検討する。
- イ 県行動計画等に基づき、所管業務に関連する新型インフルエンザ等対策業務の具体的な内容を検討するとともに、特定接種の対象職員及び順位を検討する。
- ウ 上記ア及びイに関する業務の継続に支障を来さないよう、人員計画を立案するとともに、必要物資の調達の可否や受託業者の事業継続体制等を確認する。
- エ 業務を継続する際の感染リスクを検討し、業務に従事する職員の感染対策を検討する。
- オ 所属職員に対し、発生時の職員としての対応方針や職場内の予防・まん延防止対策、日常生活における留意事項等について周知徹底を図る。

### (2) 部局等（各部局及び地域振興局をいう。以下同様）の取組

- ア 部局等内各所属の業務及び人員計画等を取りまとめ、部局等としての業務継続計画を作成する。
- イ 業務継続計画を作成する際は、各所属の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。部局等内での対応が困難な場合は、人事課を通じて他部局等の応援を検討する。
- ウ 継続する業務の感染対策等の取組状況を把握し、その徹底を図る。
- エ 県対策本部から伝達される情報や各所属職員の安否情報の取りまとめ等に関する緊急連絡網を整備する。

### (3) 職員個人の取組

新型インフルエンザ等から自ら身を守ることの必要性を自覚し、次の事項に主体的に取り組む。

- ア 新型インフルエンザ等に関する知識の習得
- イ マスク等の感染防護具の確保
- ウ 消毒液、食料、日用品その他生活必需品の備蓄
- エ 業務継続方針など、発生時の県や所属の対応方針等に対する理解

### (4) 職員健康管理事務所管課の取組

健康対策課等と連携し、職員の健康管理のため、次の取組を検討する。

- ア 新型インフルエンザ等に関する基本情報の提供
  - ・ 発生国（地域）における新型インフルエンザ等の発生状況
  - ・ 感染対策等に関する留意事項
- イ 職員及び家族等の健康状態等の確認方法
- ウ 感染防護具等の準備（主として優先通常業務の継続に必要なもの）

### (5) 庁舎管理者の取組

健康対策課、職員健康管理事務所管課等と連携し、庁舎内での感染・まん延防止対策のため、下記の取組を検討する。

ア 入庁管理の実施方法

- ・ 来庁者の入庁制限（検温・体調確認、手指等の消毒、マスク等の着用 等）
- ・ 職員の登退庁時のチェック体制

イ 廊下等の清掃・消毒方法（不特定多数の者が触れる可能性のある場所等）

ウ 来庁者が新型インフルエンザ等にかかっていると疑われる場合の対応

エ 一般開放スペースの取扱い

**(6) 庁舎内事業者の取組**

生協売店や職員食堂など庁舎内で営業する事業者は、業務継続方針に基づく庁舎の感染対策に協力し、下記の事項を検討する。

ア 営業形態の変更等（販売品目・方法等の変更）

イ 営業時の感染対策等（従業員のマスク等着用、清掃・消毒等の励行 等）

ウ 従業員への啓発（日常生活における行動の留意点 等）

エ 関係事業者との連携（発生時における納入業者の対応の確認 等）

**2 海外発生期**

- (1) 体制移行時に上記 1 (1)～(6)の取組等が速やかに実施できるよう、各主体は移行時の対応を確認するなど警戒体制を強化する。

また、県新型インフルエンザ等対策本部が設置されたときは、その決定に基づく新型インフルエンザ等対策業務に速やかに着手するとともに、県内未発生期以降の対応を確認するなど国内発生の場合に備えた準備を行う。

- (2) 所属長は、職員の海外出張は原則休止し、海外勤務職員等の帰国を検討する。

また、国内出張は、可能な限り自粛する。

- (3) 所属長は、職員（家族等を含む。）の新型インフルエンザ等発生国及び周辺国への渡航状況や健康状態を確認する。渡航歴のある職員等が確認された場合は部局主管課等を通じて職員健康管理事務所管課に協議し、当該職員に対し必要な対応を指示する。

- (4) 個々の職員は、勤務時間内に県内未発生期へ移行した場合に備え、マスク等の感染防護具を職場に準備する。

**3 県内未発生期**

- (1) 県新型インフルエンザ等対策本部の決定に基づく新型インフルエンザ等対策を推進するとともに、県内発生早期以降の対応を確認するなど、県内発生の場合は直ちに所定の対策を実行できるよう準備する。

また、本県が、政府対策本部が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言により緊急措置を実施すべき区域の指定を受けた場合は、県対策本部の指示に従い、直ちに県内発生早期以降の対応に移行する。

- (2) 所属長は、職員の県外出張の原則休止及び県外勤務職員等の在宅勤務等を検討する。また県内出張は、可能な限り自粛する。

- (3) 所属長は、職員（家族等を含む。）の新型インフルエンザ等発生都道府県及び周辺都道府県への出張状況や当該地域職員との接触歴を確認の上、健康状態を確認する。

新型インフルエンザ等発生地域に出張歴等のある職員等が確認された場合は、部局主管課等を通じて職員健康管理事務所管課に協議し、当該職員に対し必要な対応を指示する。

- (4) 個々の職員は、勤務時間内におけるマスクの着用等感染対策を実施する。

#### 4 県内発生早期

##### (1) 所属の取組

ア 県内における予防・まん延防止及び新型インフルエンザ等対策を確実に実施する観点から、あらかじめ定めた業務継続計画等に基づき、通常業務を縮小・休止するとともに実施方法を変更する。

イ 所属職員（一部）に対し、必要に応じて在宅勤務等を命じる。

ウ 職員の感染防護具の着用や職場内の机・職員等の配置変更など、業務を継続する際の感染対策を実施する。

エ 会議や出張等は、原則として休止する（やむを得ず実施等する場合は、感染対策に万全を期する）。

オ 職員本人及び家族等の健康状態を把握し、部局主管課等へ報告する。

##### (2) 部局等の取組

ア 部局等内各所属の取組状況等を把握し、その徹底を図る。

イ 部局等内各所属の業務量等を踏まえ、必要に応じて応援体制を整備する。

ウ 部局等内各所属職員等の健康状態を取りまとめ、職員健康管理事務所管課へ報告する。

##### (3) 職員個人の取組

ア 出勤前に職員本人及び家族等の体温及び健康状態を確認する。

イ 通勤時及び勤務時にマスク等の感染防護具を着用する。

ウ 不急の外出を自粛するなど、日常生活においても感染リスクの高い行動を自粛する。

##### (4) 職員健康管理事務所管課の取組

ア 各所属の職員及び家族の健康状態等を部局主管課等を通じて取りまとめる。

イ 各所属に感染防護具等を配付し、その使用方法及び廃棄方法を指導する。

ウ 各所属が優先通常業務を継続する際の感染対策に関し適宜助言を行い、その徹底を図る。

エ 部局等からの職員等の健康状態に関する報告を取りまとめ、人事課（健康管理室）へ報告する。

##### (5) 庁舎管理者の取組

ア 職員健康管理事務所管課、健康対策課等と連携し、入庁制限を開始する。

イ 廊下など不特定多数の者が触れる箇所の清掃・消毒及び換気を徹底する。

ウ 一般開放スペースを閉鎖する。

## **(6) 庁舎内事業者の取組**

あらかじめ定めた方針に基づき、営業形態の変更等を行う。

## **5 県内感染期**

- (1) 所属長は、流行等の状況に応じて、優先通常業務を更に絞り込み、重要業務に人員等を集中させる。
- (2) 県内発生早期から実施した感染対策、職員の健康管理、庁舎管理等を徹底する。
- (3) 庁舎内事業者は、流行の状況により店舗の休業を検討する。

## **6 小康期**

- (1) 所属長は、流行の終息を踏まえ、縮小・休止した業務の再開を準備する。また流行の第二波に備えた対応を検討する。
- (2) 必要に応じて、予防・まん延防止対策を引き続き講じる。
- (3) 治癒した職員の職場復帰を検討する（抗体等を確認）。
- (4) 庁舎内事業者は、従前の営業形態等に向けて準備する。
- (5) これまでの各段階における取組に関する評価を行うとともに、必要に応じ、業務継続方針や各所属の業務継続計画、マニュアル、その他の対応方法等の見直しを行う。

## 第5章 教育・訓練、見直し

### 1 教育・訓練の実施

新型インフルエンザ等発生時に、全ての職員が的確に行動するためには、新型インフルエンザ等に関する基礎知識や感染対策の内容、業務継続の重要性等を正しく理解しておくことが不可欠である。

このため、県は各所属等を通じて職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自ら積極的に情報収集し、必要な対策を講じる。

また、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練を実施し、業務継続方針や各所属の業務継続計画、マニュアル、その他対応方法等の実効性を確認する。

### 2 方針の見直し等

新型インフルエンザ等については、そのウイルスの病原性、感染力等は多様であり不確定要素が多く、発生時の状況についても流動的な点が多いことから、常に最新情報の収集に努め、新たな知見や国や県の行動計画等の見直しが公表された場合には、業務継続方針や各所属の業務継続計画、マニュアル、その他対応方法等も必要に応じて見直しを行う。

また、訓練等を通じて対策の課題等を洗い出し、是正すべきところを見直すなど継続的な改善を行い、県としての業務継続力の向上を図る。